

第 1 回 歯科情報の利活用に関するワーキンググループ	参考資料 1
平成 30 年 2 月 15 日(木)	

## 「歯科情報の利活用に関するワーキンググループ」設置要綱

### 1. 目的

これまで歯科所見による身元確認作業の迅速化・効率化を目的として、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」を実施し、歯科診療情報の表示形式を統一化するための「口腔診査情報標準コード仕様」を完成させ、平成 29 年度より「歯科情報の利活用及び標準化普及事業」を実施しているところである。

本事業に関して、当該コード仕様を用いた新たな利活用方策や ICT (Information and Communication Technology) を用いた多職種連携の方策についても具体的に検討を行うため、「歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会」の下に本ワーキンググループを設置する。

### 2. 主な検討内容

- (1) 「口腔診査情報標準コード仕様」を用いた新たな利活用方策
- (2) ICT を用いた新たな連携方策
- (3) その他

### 3. 構成

- ・ ワーキンググループの委員は、別紙のとおりとする。
- ・ ワーキンググループの座長は、ワーキンググループの委員の中から互選により選出する。
- ・ ワーキンググループの審議内容に応じ、適宜有識者を委員や参考人として招致することができる。

### 4. ワーキンググループの運営等

- (1) ワーキンググループの議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (2) 「歯科情報の標準化普及事業ワーキンググループ」と連携を図る。
- (3) ワーキンググループの庶務は、医政局歯科保健課において総括し、及び処理する。